

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                        |
|-------|-----------------------------|
| 2     | 身体障害者手帳の申請・交付に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、身体障害者手帳の申請・交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茨城県守谷市長

## 公表日

令和7年6月18日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務             |   |
|----------------------------------|---|
| ①事務の名称                           | 身体障害者手帳の申請・交付に関する事務   |
| ②事務の概要                           | 1 評価対象事務の概要<br>身体障害者福祉法等に基づき、市民からの交付申請、記載事項変更届、再交付等の事務処理及び他市町村等に対する照会回答を行う。<br>2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>① 申請書、記載事項変更届、再交付申請書の受理及び記載内容確認<br>② 手帳情報の確認<br>③ 手帳所持者の異動に伴う他市町村との照会回答   |
| ③システムの名称                         | 身体障害者手帳システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー   |
| 2. 特定個人情報ファイル名                   |   |
| 身体障害者手帳ファイル、宛名管理ファイル、団体内統合宛名ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                       |   |
| 法令上の根拠                           | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1号及び別表第20項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携         |   |
| ①実施の有無                           | [ 実施する ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                          | 1 情報提供の根拠<br>番号法第19条第8号別表第20項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。）第2条の表 14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署                |   |
| ①部署                              | 健幸福祉部健幸長寿課  |
| ②所属長の役職名                         | 健幸長寿課長  |
| 6. 他の評価実施機関                      |   |
|                                  |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求           |   |
| 請求先                              | 守谷市健幸福祉部健幸長寿課（茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111）   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ         |   |
| 連絡先                              | 守谷市健幸福祉部健幸長寿課（茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111）   |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した           |   |
| 適用した理由                           |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1,000人以上1万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年4月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]<br><選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年4月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]<br><選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |           |  |
|---|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]                                     |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |           | [ ]委託しない   |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |           | [ ]提供・移転しない  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |           | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去             |  |
|-----------------------------|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | <p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |
| 8. 人手を介在させる作業               |  |
|                             | [      ] 人手を介在させる作業はない   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か       | <p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |
| 判断の根拠                       | <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的ガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚等に保管するようにしている。</p> |

|   |   |
|---|---|
| <b>9. 監査</b>  |   |
| 実施の有無   | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                    [    ] 内部監査                    [    ] 外部監査   |
| <b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>                               |   |
| 従業員に対する教育・啓発  | <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>  |
| <b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                                      | <div style="text-align: right;">[ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</div> <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: right;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">9) 従業員に対する教育・啓発</div> |
| 当該対策は十分か【再掲】  | <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>  |
| 判断の根拠   | 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会による特定個人情報の取得について、その範囲は情報管理課のみでしか設定することができず、照会手続きができる者、端末について予め限定されているため。  |

